

社会保障カード（仮称）

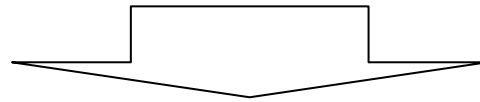
資料 7

○年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について
（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会）（抄）

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

2. 「社会保障カード」（仮称）の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報を保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入する。



○3省（内閣官房、総務省、厚生労働省）で連携して検討。

○「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」（厚生労働省主催）において、検討を進めている。

○年内を目途に社会保障カード（仮称）に関する基本構想を取りまとめる予定。

○社会保障の番号の在り方、住基ネットや公的個人認証サービスとの連携等についても検討。

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 委員

（敬称略 50音順）

1 趣旨

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日 政府・与党）において、年金の記録を適正かつ効率的に管理するとともに、常にその都度国民が容易にご自身の記録を管理でき、年金の支給漏れにつながらないようにするため、年金記録管理の在り方を抜本的に見直すこととされており、その一環として、社会保障カード（仮称）を平成23年度中を目途に導入することとされている。

また、本年7月26日にIT戦略本部が決定した「重点計画－2007」において、年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす社会保障カード（仮称）を平成23年度中を目途に導入することを目指し、システム基本構想等について検討を行い、本年内を目途に結論を得ることとされている。

このため、年内を目途に社会保障カード（仮称）に関する基本構想を取りまとめる必要があることから、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）が、有識者の参集を得て、本検討会を開催する。

2 検討事項

社会保障カード（仮称）に関する基本構想

- ・ 制度設計・基盤整備に関すること
- ・ セキュリティの確保・個人情報の保護等に関すること
- ・ 実施・評価・費用負担等の在り方に関すること
- ・ その他

3 検討会の構成

- (1) 委員の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には、委員の互選により、座長を置くこととし、座長は検討会を総括する。
- (3) 検討会には必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 必要に応じて、検討会の下に作業部会を設置し、検討を効率的に進める。
- (3) 検討会の事務局を政策統括官付社会保障担当参事官室に置く。
- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附則

この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

大江 和彦	東京大学大学院医学系研究科教授
○ 大山 永昭	東京工業大学大学院理工学研究科教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部経済学科教授
高山 憲之	一橋大学経済研究所教授
田中 滋	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センター COML（コムル）理事長
樋口 範雄	東京大学法学部教授
堀部 政男	一橋大学名誉教授
南 砂	読売新聞東京本社編集委員
山本 隆一	東京大学大学院情報学環准教授

※ オブザーバー：関係府省

社会保障カード（仮称）に関する議論のための検討メモ（案）のポイント

第5回社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会
(H19.12.21) 資料1

1 カード導入の狙い

- **年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証の役割を果たし、自分の年金記録を自宅のパソコン等からいつでも安全かつ迅速に確認することができるものとする。**

自分の**特定健診情報やレセプトの情報**について、希望する人は、**カードを用いて閲覧できるものとする。**
また、他の社会保障分野での利用や閲覧可能情報の拡大等の**用途拡大に対応**できるものとする。

- **このようなカードの導入により、利用者の利便性の向上と保険者やサービス提供者の事務効率化を実現する。**

	利用者にとっての主な効果	事務面での効果
(制度をまたがるもの等)	<ul style="list-style-type: none"> ・年金・医療・介護各制度の被保険者証等に加え、その他の標準負担額減額認定証等も含め、1枚となり、管理・携帯が容易となる。健康保険証の1人1枚化も達成される。 ・現行の被保険者証等に比べ、プライバシーの保護に優れたものとなる。 ・希望者については、身分証明書として利用することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各保険者が個別に被保険者証や各種証明等を交付する必要がなくなり、事務負担が軽減される。 ・制度間での併給調整等の事務負担が軽減される。
(医療／介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・住所異動や転職等の際にも、健康保険証等を保険者に提出したり、返したりする必要がなくなる。 ・加入手続き漏れの防止となる。 ・自分のレセプト情報や特定健診情報、介護サービスの費用に係る情報を安全にオンラインで確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報の自動転記により、転記ミスによる医療費の過誤調整事務がなくなる。 ・医療機関の窓口でオンラインによる即時資格確認が可能となり、未加入状態での受診や資格喪失後の受診等による保険者や医療機関等における過誤調整事務が減少する。
(年金)	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅のパソコン等からいつでも、自分の年金記録を確認することができる。 ・オンラインでの年金の裁定請求等、年金関係手続が利用しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザID・パスワード発行等の事務負担が軽減される。 ・窓口での申請受付等の事務負担が軽減される。

プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安、費用負担の懸念等に配慮しつつ、具体的な検討を進める。

2 プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消

- **安全性に優れたICカードを導入し、カードに収録する情報は、本人確認のために必要な最小限の情報に限定する。**
また、カードの券面に記載する情報については、氏名、発行者のみを基本としつつ、移行期や異常時の対応、紛失時の再発行等の際の対応を検討する。
- 各制度・各保険者で管理されている加入者の資格情報を関連づけた上で、加入者を特定するための鍵となる情報をカードに収録し、その情報を利用してデータベース上の資格情報にアクセスすることにより、資格確認を行う。

加入者を特定するために
カードに収録する情報について

選択肢

- 案1 各制度共通の統一的な番号（変更可能）を利用
- 案2 カードの識別子（カードを識別する記号等）を利用
- 案3 各制度の現在の被保険者番号を利用
- 案3-2 各制度内で不変的な番号を創設し、利用
- 案4 基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用

- 資格情報の**セキュリティ対策を徹底**する。
- カードの収録情報に応じた利用制限（例：**番号の告知要求制限、データベースの構築禁止等**）を検討する。

3 費用対効果に優れた仕組み

- カード導入による費用と効果を踏まえ、交付方法等の複数の選択肢を比較検討しつつ、具体的な仕組みを検討する。

カードの交付
方法について

選択肢

- 案1 市町村が交付
- 案2 医療保険者が交付
- 案3 年金保険者たる国が交付

- **関連する仕組み（レセプトオンライン請求、住基カード発行、公的個人認証サービス、電子私書箱等の仕組み）を最大限に活用**する。

今後、具体的な仕組みの検討を進め、費用等を含めた選択肢を示しつつ、広く御議論いただく。